

酒気帯びの有無の確認業務 Q & A

※ 令和 4 年 道路交通法施行規則の一部改正

Q 1 : 改正の概要はどのようなものですか？

A : 安全運転管理業務として、運転前後の運転者に対し、酒気帯びの有無を確認する業務が新たに定められました。改正の概要は下記のとおりです。

① 令和 4 年 4 月 1 日～ 酒気帯びの有無の確認及び記録の保存

ア 運転前後の運転者に対し、当該運転者の状態を目視等で確認することにより、当該運転者の酒気帯びの有無を確認すること。

イ アの確認の内容を記録し、当該記録を 1 年間保存すること。

② 令和 4 年 10 月 1 日～ アルコール検知器の使用等

※ 当分の間延期とされていましたが、令和 5 年 12 月 1 日より適用されます。

ア ① - アの目視等に加え、国家公安委員会が定めるアルコール検知器を用いて酒気帯びの有無の確認を行うこと。

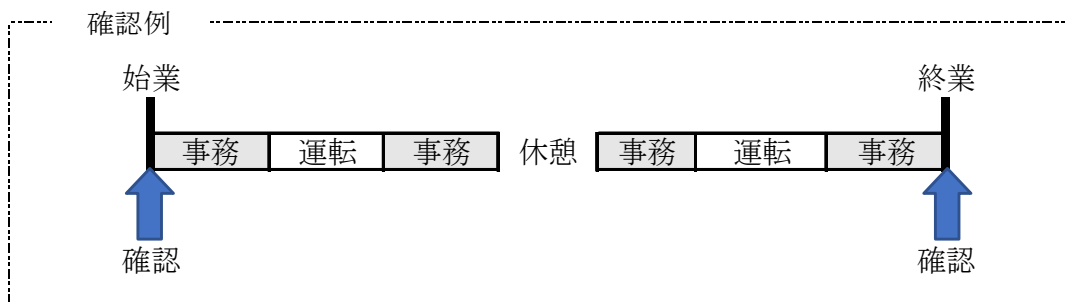
イ アルコール検知器を常時有効に保持すること。

Q 2 : なぜ改正されたのですか？

A : 令和 3 年 6 月 28 日に千葉県八街市で発生した、小学生 5 名が死傷した交通事故を受けて、交通安全対策に関する関係閣僚会議が開かれた結果、飲酒運転の根絶を図るため、安全運転管理業務が拡充されることとなりました。

Q 3 : 酒気帯びの有無を確認するタイミングはいつですか？

A : 運転を含む一連の業務の、開始前や出勤時及び終了後や退勤時に行うことで足りません。必ずしも個々の運転の直前又は直後にその都度行わなければならないものではありません。



Q 4 : 「目視等で確認」とはどのような確認ですか？

A : 運転者の顔色や息の臭い、応答の声の調子等で確認することであり、原則として対面で行ってください。

Q 5 : 直行直帰等により対面で酒気帯びの有無を確認できない場合、どのようにしたらいいですか？

A : 対面での確認が困難な場合は、例えば、運転者に携帯型アルコール検知器を携行させるなどした上で、

- ① カメラやモニター等によって、安全運転管理者が運転者の顔色、応答の声の調子等とともに、アルコール検知器による測定結果を確認する方法
 - ② 携帯電話、業務無線など運転者と直接対話できる方法によって、安全運転管理者が運転者の応答の声の調子等を確認するとともに、アルコール検知器による測定結果を報告させる方法
- 等の対面による確認と同視できるような方法で行ってください。

Q 6 : 使用するべきアルコール検知器の性能は決まっていますか？

- A : 呼気中のアルコールを検知し、酒気帯びの有無又は酒気帯びの濃度を、音、色、数値等で確認できる機能を有するものであれば良く、特段の性能は問いません。
- また、アルコールを検知して原動機が始動できないようにする機能を有するものを含みます。

Q 7 : アルコール検知器を常時有効に保持するとはどのようなことですか？

- A : アルコール検知器が正常に作動し、故障がない状態でいつでも使用できるようにすることをいいます。アルコール検知器の製作者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用、管理、保守し、定期的に故障の有無を確認してください。

Q 8 : 個人で購入したアルコール検知器を使用してもよいですか？

- A : 基本的には、自動車の使用者が購入すべきものですが、各事業所の個別の事情により必要がある場合には、Q 6 の回答と同等の機能を有し、Q 7 の回答と同等の管理が行われているものに限り、個人で購入したアルコール検知器を使用することは差し支えありません。

Q 9 : 酒気帯びの有無を確認したときに、どのような内容を記録したらいいですか？

- A : 下記の事項を記録してください。
- ① 確認者名
 - ② 運転者名
 - ③ 運転する自動車のナンバーや、その自動車と分かるような記号や番号等
 - ④ 確認の日時
 - ⑤ 確認の方法
 - ア アルコール検知器の使用の有無
 - イ 対面でない場合は具体的な方法
 - ⑥ 酒気帯びの有無
 - ⑦ 指示事項
 - ⑧ その他必要な事項

記録する様式は特に定められていないため、上記の内容を含むものを事業所で作成、記録して 1 年間保存してください。

Q 10 : 安全運転管理者が不在のときは、他の人が酒気帯びの有無を確認してもいいですか？

- A : 安全運転管理者による確認が困難である場合には、副安全運転管理者又は安全運転管理者の業務を補助する者が、酒気帯びの有無を確認することは差し支えありません。

ただし、場合によって速やかに安全運転管理者の指示を仰ぐことが必要となります。

Q11： 従業員が1人で自動車を運転し出発する場合、どのようにして酒気帯びの有無を確認すればよいですか？

A： Q5のとおり、対面による確認と同視できる方法によって確認してください。

Q12： 酒気帯び確認を外部へ委託することはできますか？

A： 安全運転管理者の不在時など、安全運転管理者による確認が困難である場合には、業務委託であっても差し支えありませんが、最終的な責任は安全運転管理者にありますので、運転者が酒気を帯びていることを確認した場合には、安全運転管理者に速やかに報告し、適切な指示を確実に実施できる体制を確保することが必要です。

Q13： 安全運転管理者自身が自動車を運転する場合は、どうすればいいですか？

A： 副安全運転管理者や、安全運転管理者の業務を補助する者が、酒気帯びの有無を確認してください。

Q14： マイカー通勤をしている者に対して、業務として車を運転しない者にも酒気帯びの有無を確認しなければなりませんか？

A： 酒気帯びの有無を確認する対象となるのは、事業所の業務のために運転する者です。業務として車を運転しない者は、確認・記録の対象となりません。

ただし、マイカー通勤中の事故であっても、事業所としては民法上の「使用者責任」により責任が問われることがありますので、マイカー通勤者に対しても、飲酒運転を防止する安全運転管理は必要です。